

色麻町地域防災計画の改訂について

〔風水害等災害対策編・地震災害対策編・原子力災害対策編〕

【目次】

1	色麻町地域防災計画の改訂の背景	1
2	改訂の経緯	2
3	主な改訂点について	3

1. 色麻町地域防災計画の改訂の背景

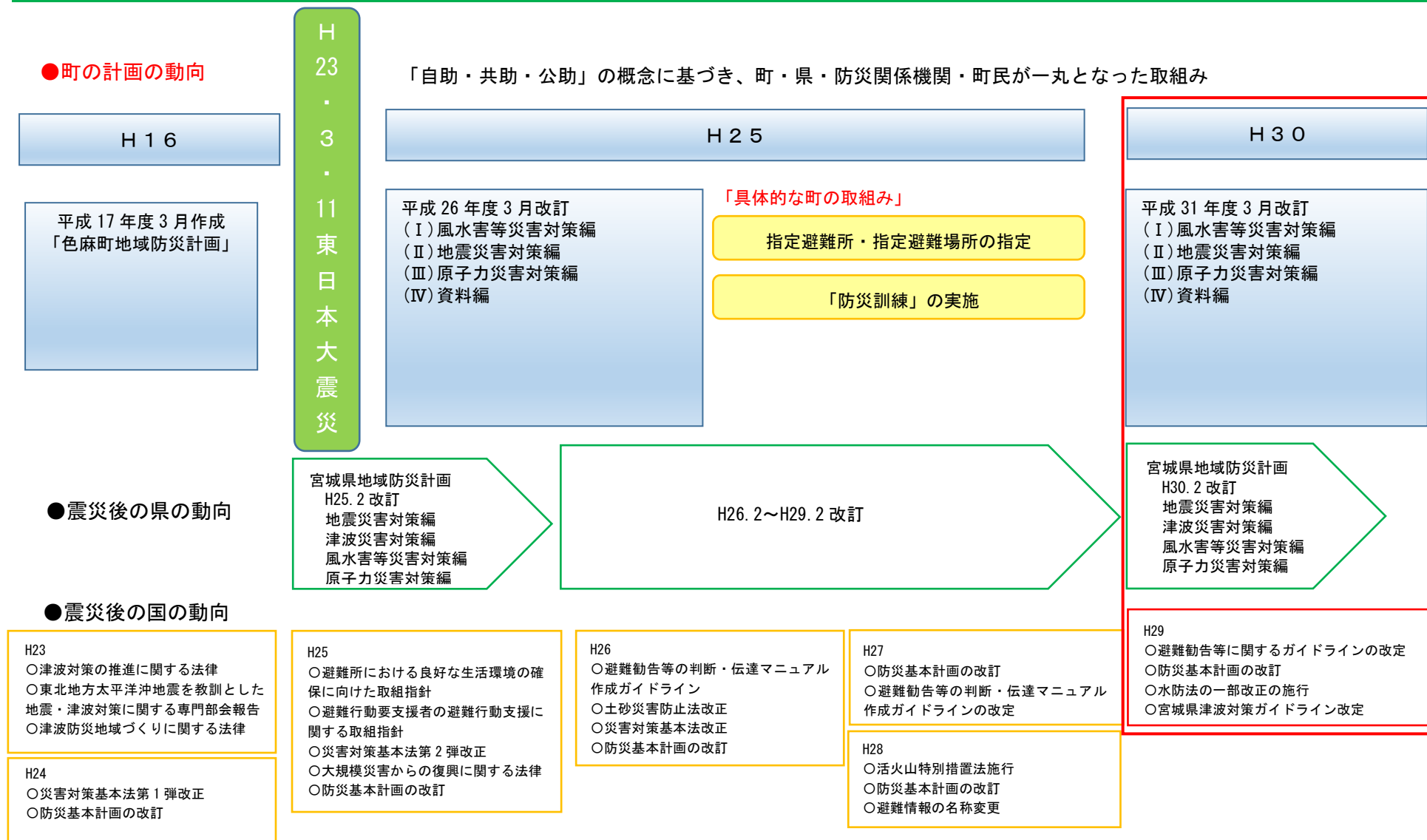
■前回の計画改訂後の災害の発生状況等

- 現行の色麻町地域防災計画は、東日本大震災の教訓を踏まえた法改正や上位計画等の見直しにあわせて、平成 26 年 3 月に改訂されたものです。しかし、その後、
 - ・ 広島土砂災害（平成 26 年）
 - ・ 関東・東北豪雨（平成 27 年）
 - ・ 熊本地震（平成 28 年）
 - ・ 台風 10 号災害（平成 28 年）
 - ・ 九州北部豪雨（平成 29 年）

等が発生し、その教訓を踏まえて、国ではかなりのスピード感をもって、法令改正や指針等が公表され、自治体の地域防災計画等の見直しを求めています。（更にその後、西日本豪雨（平成 30 年 7 月）、北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）が発生しました。）

- 特に、地域防災基本計画の基本となる災害対策基本法は、前回改定以降に 3 回の見直し（平成 26 年 11 月、平成 27 年 7 月、平成 28 年 5 月）がなされ、防災基本計画の見直しは 6 回（平成 26 年 11 月、平成 27 年 3 月、平成 27 年 7 月、平成 28 年 2 月、平成 28 年 5 月、平成 29 年 4 月）が行われており、これらを反映する必要がありました。
- また、水防法、土砂災害防止法の改正がなされ、警戒避難体制について地域防災計画への記載を求めています。さらには、内閣府からは教訓をもとに「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」「避難勧告等に関するガイドライン」等が示されています。
- 宮城県地域防災計画も、これらの動向に対応して、平成 27 年 2 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 2 月、平成 30 年 2 月に見直されました。
- さらに、前回の改訂から 5 年が経過しているため、引用しているデータや各種事業も最新のものに更新する必要もありました。

2. 改訂の経緯 ー概要図ー



3. 主な改訂点について [風水害等・地震災害対策編共通]

【防災基本計画の改訂の反映】

(1) 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG報告」等を踏まえた改訂

○応急的な住まいの確保や生活復興支援

熊本地震での教訓を踏まえ、防災基本計画において住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたため、必要な箇所を改訂（風水害編第4章第2節，地震編第4章第2節）

(2) 「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)」等を踏まえた改訂

○災害時の優先業務の絞り込み，全庁を挙げた体制の構築

台風第10号災害の教訓を踏まえ、防災基本計画において、市町村が躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時より災害時に優先すべき業務の絞り込み，業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示されたため，必要な箇所を改訂（風水害編第2章第15節，地震編第2章第22節）

(3) 関係法令の一部改正等の制度改正を踏まえた防災対策の強化

○水防法等の一部改正の反映

下水道管理者の役割として，民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道施設の維持又は修繕に努めること，また，災害発生後の下水道機能を維持するため，必要な資機材の整備等に努めること等が明記されたため，必要な箇所を改訂。（風水害編第2章第3節，地震編第2章第8節）

(4) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

○地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化

業務継続計画を策定するに当たって，重要な6要素（首長不在時の代行順位及び職員の参集体制，代替庁舎の特定，電気・水，

食料等の確保，多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ，非常時優先業務の整理）が明記されたため，必要な箇所を改訂。（風水害編第2章第10節，地震編第2章第2節）

【避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映】

（1）避難行動の考え方に関する定義

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において，避難に関する考え方があらためて整理されたことを踏まえ，「避難の原則」と「避難勧告等の対象とする避難行動」について新たに定義。（風水害編3章12節，地震編3章14節）

（2）避難勧告等の判断基準の設定等

ガイドラインにおいて，避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定したことを踏まえ，避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法を設定する際には，ガイドラインを参考とすることについて規定。（風水害編2章15節）

3. 主な改訂点について [風水害等災害対策編]

【防災基本計画の改訂の反映】

(1) 最近の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害への対策の強化

○土砂災害の危険性のある区域の明示

県に対して土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、必要な基礎調査を完了させる実施目標の設定及び国に対する進捗状況の定期的な報告を行うことが規定されたため、必要な箇所を改訂。(風水害編第2章第1節)

○土砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした発令基準を設定することが明記されたため、必要な箇所を改訂。(風水害編第3章第6節)

○避難準備情報の活用

災害による被害軽減のため、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを目的に避難準備情報を発令することが明記されたため、必要な箇所を改訂。(風水害編第3章第14節)

○適時適切な避難行動等

避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきであること、また、指定緊急避難場所は災害種別毎に指定されており、避難する際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するよう、住民等への周知徹底に努めることが明記されたため、必要な箇所を改訂。(風水害編第3章14節)

【水防法や土砂災害防止法の改正の反映】

(1) 避難確保計画の作成

洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作成を義務化及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたこと

【その他の改訂】

(1) 農業用ため池のハザードマップ策定支援

新たに市町村，施設管理者に対して，防災重点ため池のハザードマップ作成や公表に向けた支援を実施することに伴い，必要な記述を追記（風水害編第2章第1節）

3. 主な改訂点について [原子力災害対策編]

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

○複合災害等を念頭に，多様な通信手段を確保し，災害時に確実に通報連絡に確実に通報連絡が行えるよう，機器を整備することについて追加（原子力編第2章第3節）